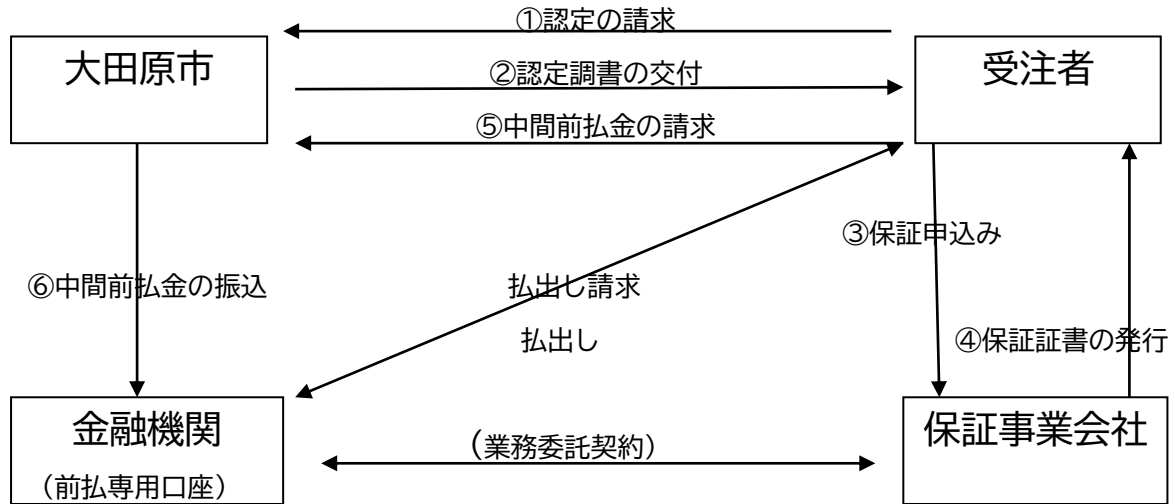


## 中間前払金の請求手続きの流れ



### ①認定の請求

受注者は、中間前払金の請求をしようとするときは、「中間前払金の認定請求書（様式第2号）」に「工事履行報告書（様式第3号）」を添えて、市（工事担当課）に提出します。

### ②認定調書の交付

市（工事担当課）は、受注者から「中間前払金の認定請求書」の提出があったときは、速やかに中間前払金の要件を満たしているかどうかを審査し、これを適当と認めるときには、「中間前払金の認定調書（様式第4号）」により通知します。

### ③保証の申込み

受注者は、市（工事担当課）が交付した「中間前払金の認定調書」を添えて保証事業会社へ中間前払金保証の申込みを行います。

### ④保証証書の発行

受注者は、③の申込により保証事業会社と前払金保証契約を結び、中間前払金保証証書の発行を受けます。

### ⑤中間前払金の請求

受注者は、請求書に保証会社が発行した中間前払金保証証書を添えて、市（工事担当課）に提出します。

### ⑥中間前払金の振込

市（工事担当課）は、⑤の請求を受けた後、当該請求があった日から起算して14日以内に、受注者が指定する口座へ中間前払金を振込みます。